

資格及び認定基準

定款の56条による細則として資格は規定されています。

(資格認定について)

法人は、目的を達成する為、次の資格を置く。

- ① 「初級、中級、研究員、深層心理士(助教授、教授)」の5段階資格とし、認定料は、1万、2万、5万、7万、10万とする。

講義2時間を1単位とし、4単位修得で初級、更に8単位修得合計12単位で中級、さらに8単位習得合計20単位と論文試験で研究員とする。

深層心理士(助教授、教授)は、資格認定委員会の推薦により、理事長が認定する。

- ② 「心理カウンセラー」を新設する。(第3期第1回理事会04年10月11日)

《認定基準》 (第7期第3回臨時理事会09年3月20日) (第11期第1回理事会12年9月29日改定)

1) 20単位修得と論文試験とする。

2) 認定料5万円納入する。

- ③ 研究員以上の有資格者は、申請により「心理カウンセラー」を認定する。

(第7期第3回臨時理事会09年3月20日)

- ④ 「健康指導員」を新設する。(第8期第4回理事会10年6月26日)

《認定基準》

1) 本部主催セミナーの「基調報告」を2単位以上取得する。

2) 連続講座の基本コースと応用コースを終了する。

3) 登録料3000円と通信費3000円を納入する。